

研究活動スタート支援公募に関するFAQ

応募者・研究機関担当者共通FAQ

1. 公募の内容について

問1-1

平成31年度（2019年度）から基金化することだが、具体的にどのように変わるのか。・・ 1

問1-2

2年間で応募する場合、単年度あたり150万円以下となるため、研究期間全体の応募総額は最大300万円以下ということか。・・ 1

2. 研究計画調書について

問2-1

研究計画調書（様式S-22）の「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、研究業績のリストを記載してはいけないのか。・・ 1

問2-2

研究計画調書（様式S-22）の「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、応募課題に直接関連する研究業績しか記載できないのか。・・ 2

3. 科研費とresearchmapの連携について

問3-1

なぜ、科研費とresearchmapとを連携させるのか。・・ 2

問3-2

researchmapに研究者情報を登録しないと、科研費に応募してはならないのか。また、研究者情報を登録（更新）していない応募者が不利になるのか。・・ 2

問3-3

researchmapに掲載されている論文等についても、研究計画調書に記載して良いのか。また、逆に、researchmapに掲載されている論文等については、研究計画調書に記載する必要はないのか。・・ 3

問3-4

科研費の審査の際に審査委員は必要に応じて researchmap 登録情報を参照することができるかとあるが、具体的にはどのように参照するのか。 3

問3-5

科研費の審査を行っている期間中に researchmap を登録・更新することは可能か。可能な場合、審査委員はいつの時点での researchmap の情報を参照することになるのか。また、審査の際、最新の情報に更新している応募者が有利になるのか。 4

応募者向け F A Q

4. 応募資格・応募要件について

問4-1

自分が応募資格を有しているか確認したい。 4

問4-2

過去に科研費の応募資格を有していたのか確認したい。 4

5. 科研費電子申請システムについて

問5-1

新たに研究機関に採用され、研究者情報を e-Rad に登録した。所属する研究機関による科研費の応募資格の確認も済ませたが、科研費電子申請システムでは応募資格が無いと表示され、応募できない。 4

問5-2

科研費電子申請システムにて研究活動スタート支援の応募情報を入力することができるが、自分は応募資格を有していると考えてよいか。 5

研究機関担当者向け F A Q

6. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきことについて

問6-1

応募を予定している研究者について、いつまでに e-Rad に「科研費の応募資格有り」として登録しなければならないか。 5

問 6 - 2

様式U-21「平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）の応募資格に係る経緯説明書」を提出する必要があるのはどういう時か。・・・6

問 6 - 3

「体制整備等自己評価チェックリスト」と「取組状況に係るチェックリスト」について、平成30年度に提出済みだが、改めて提出が必要か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

7. その他

問 7

公募要領の「V 研究機関の方へ、1 科研費制度の趣旨、目的の共有」において、「各研究機関において、科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。」と記載されているが、所属する研究者に対して、科研費への応募を義務化するようなことは避けるべきか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

応募者・研究機関担当者共通FAQ

1. 公募の内容について

問1-1 平成31年度(2019年度)から基金化することだが、具体的にどのように変わるのか。

(答) 研究活動スタート支援については、平成31年度(2019年度)から学術研究助成基金助成金が交付されます(基金化)。基金化により、会計年度による制約がなくなるため、年度末の会計処理を意識することなく研究を進めることや、事前の繰越手続きなく、次年度における研究費の使用が可能になります。

基金化について詳しくは、下記のURLをご参照ください。

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/06_kikinka/index.html

問1-2 2年間で応募する場合、単年度あたり150万円以下となるため、研究期間全体の応募総額は最大300万円以下ということか。

(答) そのとおりです。ただし、1年目200万円、2年目100万円、といったように1年間に150万円を超える研究計画での応募はできません。

2. 研究計画調書について

問2-1 研究計画調書(様式S-22)の「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、研究業績のリストを記載してはいけないのか。

(答) 「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄における「(1) これまでの研究活動」の記載に当たっては、応募者(研究代表者)が提案する研究計画の実行可能性を示すための説明に必要な情報として、これまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演等、主要なものを自由に記載することが可能です。よって、研究業績を記載してはいけない、あるいは記載しなくとも良いという訳ではありません。

なお、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者の研究遂行能力を説明するために必要と判断する情報は、自由に記載して構いませんが、研究業績の詳細を網羅的に記載することを求めるものではありませんので、その点ご注意ください。ただし、例えば、学术论文を研究業績として記載する際は、論文名、著者名、掲載誌名等、当該発表論文を同定するに十分な情報を記載してください。詳細は公募要領「別冊」の記入要領をご確認ください。

問 2 - 2 研究計画調書（様式 S - 2 2）の「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、応募課題に直接関連する研究業績しか記載できないのか。

（答）「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に記載する内容は、応募課題に直接関連する研究業績のみに限定していませんので、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者が自身の研究遂行能力を説明する上で必要と考える研究業績等を選択し、記載してください。

なお、当該欄では、「これまでの研究活動」に関する記載を求めています。例えば、応募者の研究遂行能力の根拠として論文等の研究業績を記載する際には、応募課題とは異なる分野での研究業績を基に説明する場合等も想定されると考えられます。

3. 科研費と researchmap の連携について

問 3 - 1 なぜ、科研費と researchmap とを連携させるのか。

（答）「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）において、研究力強化に資する研究資金の改革として、全ての競争的資金について、使い勝手の改善の実施等の府省統一ルールを徹底することとされており、これを踏まえて、平成 29 年 4 月 20 日に「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正が行われました。

この改正において、「8 電子申請等の促進」の項目が追加され、この中で、科研費を含む公募の際に研究業績の提出を求める事業においては、研究者等に researchmap への登録及び入力等の利用を促すことや、研究業績として researchmap の登録情報の活用を促すこととされるとともに、researchmap の更なる活用の方途について検討を進めることとされています。

このような状況を踏まえ、科研費においても researchmap との連携を行うこととしました。

問 3 - 2 researchmap に研究者情報を登録しないと、科研費に応募してはならないのか。また、研究者情報を登録（更新）していない応募者が不利になるのか。

（答）researchmap への登録は応募の要件ではありません。また、あくまでも、審査の際に審査委員が必要に応じて researchmap を参照することができる取扱いとしていま

すので、researchmap の登録、更新状況自体が直接的に応募研究課題の採否に影響することはありません（researchmap の登録（更新）や、その掲載内容を直接的に評定要素としているものではありません）。

一方、科研費においては、従前より researchmap への研究者情報の登録を推奨するとともに、今回の公募から researchmap に登録されている情報を審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとしましたので、今後も、研究者情報の積極的な登録、更新にご配慮ください。

問3-3 researchmap に掲載されている論文等についても、研究計画調書に記載して良いのか。また、逆に、researchmap に掲載されている論文等については、研究計画調書に記載する必要はないのか。

（答）研究計画調書の作成に当たっては、「3. 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄において、応募者が提案する研究計画の実行可能性を示すに当たり、当該応募者の研究遂行能力を説明するため、researchmap に掲載されている論文等の研究業績も含めて、必要に応じて記載してください。researchmap は審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとしているものであって、審査はあくまでも研究計画調書に基づいて行われます（researchmap は研究計画調書の一部ではありません）ので、応募者が研究遂行能力を示すために、審査委員にアピールしたい情報については、研究計画調書に記載してください。

問3-4 科研費の審査の際に審査委員は必要に応じて researchmap 登録情報を参照することができるかとあるが、具体的にはどのように参照するのか。

（答）具体的には、科研費の電子申請システム（審査システム）に、各研究者の researchmap ページのリンクを直接貼る形になりますので、審査委員は researchmap に「一般公開」されている研究者情報の全てを閲覧することが可能となります（「非公開」や「研究者のみ公開」に設定した場合は、審査委員は閲覧できません）。なお、researchmap に登録されている情報のうち、委員歴等必ずしも審査に必要としない情報については、審査において活用しないよう審査委員に周知する予定です。

問3-5 科研費の審査を行っている期間中に researchmap を登録・更新することは可能か。可能な場合、審査委員はいつの時点での researchmap の情報を参照することになるのか。また、審査の際、最新の情報に更新している応募者が有利になるのか。

(答) 審査を行っている期間中でも随時、researchmap の研究者情報を登録・更新することが可能です。審査委員が確認する時点は電子申請システム（審査システム）で審査を行っている時点になりますので、それぞれの審査委員によって異なります。そのため、一概にどの時点の情報を参照しているとは言えません。また、あくまでも審査は研究計画調書に記載された内容に基づいて行うので、researchmap の登録、更新自体が直接的に採否に影響することはありません（researchmap の登録（更新）や、その掲載内容を直接的に評定要素としているものではありません）。

応募者向けFAQ

4. 応募資格・応募要件について

問4-1 自分が応募資格を有しているか確認したい。

(答) 科研費の応募資格は所属研究機関において確認するものであるため、ご所属の研究機関に確認してください。(※)

問4-2 過去に科研費の応募資格を有していたのか確認したい。

(答) 科研費の応募資格は所属研究機関において確認するものであるため、当時所属していた研究機関に確認してください。

5. 科研費電子申請システムについて

問5-1 新たに研究機関に採用され、研究者情報を e-Rad に登録した。所属する研究機関による科研費の応募資格の確認も済ませたが、科研費電子申請システムでは応募資格が無いと表示され、応募できない。

(答) e-Rad に「科研費の応募資格有り」として登録されてから、研究者による電子申請システムの Web 入力が可能となるまで、数日程度の期間があります。

公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」の1頁「Web 入力開始スケジュール」に沿って順次、応募情報等が入力可能となります。そのため、Web 入力可能日より前の時点では、応募資格が無いと表示されます。

(参考) Web 入力開始スケジュール URL :

https://www.isps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/data/31/h31_schedule.pdf

問5-2 科研費電子申請システムにて研究活動スタート支援の応募情報を入力することができるが、自分は応募資格を有していると考えてよいか。

(答) 昨年9月に行われた公募の締切日の翌日(11月8日)以降、e-Radに「科研費の応募資格有り」として新たに登録された方について、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」の「Web 入力開始スケジュール」に従い、科研費電子申請システムを用いて応募書類を作成できるようにしていますが、応募資格についてはご所属の研究機関に確認してください。(※)

【注】

(※) 研究機関担当者においては、公募要領「V研究機関の方へ」を確認の上、所属する研究者の応募資格の確認を行ってください。

研究機関担当者向けFAQ

6. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきことについて

問6-1 応募を予定している研究者については、いつまでに e-Rad に「科研費の応募資格有り」として登録しなければならないか。

(答) 公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」の1頁「Web 入力開始スケジュール」に記載のとおり、第7期が最終スケジュールになるため、遅くとも**5月9日(木)までに e-Rad での研究者情報の登録(更新)を終えてください**。なお、電子申請システムのWeb 入力が可能となる時期は、e-Rad での研究者情報の登録(更新)時期により異なるので、上記期限に関わらず早めに研究者情報の登録(更新)を完了するようにしてください。

問6-2 様式U-21「平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）の応募資格に係る経緯説明書」を提出する必要があるのはどのような時か。

(答) 様式U-21「平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）の応募資格に係る経緯説明書」は、以下の場合に提出してください。

- ① 応募要件（B）に該当する場合
- ② 応募要件（A）に該当するが、研究者の責によらない何らかの事情（例：e-Rad の研究者情報の更新漏れ等）により、平成30年11月7日時点において、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていた場合
(各応募要件の詳細は公募要領をご確認ください。)

応募要件に該当しない者が当該様式の提出をもって応募可能となるものではありませんので、以下の例の場合等、そもそも応募要件を満たさない場合は、当該様式を提出しても受理しません。

- × 平成30年11月7日以前から科研費の応募資格を有していたが、研究機関内で設けている研究計画調書の提出期限を過ぎていたため、応募しなかった場合
- × 科研費の応募資格を有していたが、本務や私事の多忙により、応募しなかった場合

応募要件（A）に該当する応募者について当該様式を作成する際には、平成30年11月7日時点において、本来、科研費の応募資格を有しなかったことについて事情を添えて明確に記載してください。

問6-3 「体制整備等自己評価チェックリスト」と「取組状況に係るチェックリスト」について、平成30年度に提出済みだが、改めて提出が必要か。

(答) 平成30年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Rad を使用して既に両チェックリストを提出している場合には、今回の応募に当たって改めて提出する必要はありません。

7. その他

問7 公募要領の「V 研究機関の方へ、1 科研費制度の趣旨、目的の共有」において、「各研究機関において、科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。」と記載されているが、所属する研究者に対して、科研費への応募を義務化するようなことは避けるべきか。

(答) 公募要領に記載したとおり、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものです。

科研費の応募に関する各研究機関における方針や取組は、各研究機関の責任において実施されるものであることから、科研費の制度側として、その可否を判断することはありませんが、科研費制度の趣旨、目的を、応募者のみならず研究機関の執行部等を含めて広く研究機関内で共有し、適切に運用していただくようお願いします。